

四万十町条例第 6 号

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年四万十町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成31年 3 月31日」を「平成33年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。